

大和市商業振興条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、商業の発展が地域経済及び地域社会に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興及び地域貢献のための基本的な事項を定めることにより、商業基盤の強化と地域経済の活性化を促進し、もって市民生活の向上と地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第2条 商業が、地域の人々の暮らしを支え、市民生活の向上を図る上で重要な役割を果たすことを認識し、市、地域経済団体、商店会、商業者及び事業者が各々果たすべき役割を定め、相互に連携して、市民の理解と協力の下に、商業の振興及び地域貢献を推進していくことを基本とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。
- (2) 地域経済団体 大和商工会議所その他の本市の商業の振興を図ることを目的とする団体をいう。
- (3) 商店会 本市の区域内に存する商店街振興組合法（昭和37年法律141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律181号）第3号第1号に規定する事業協同組合（商業に係るものに限る。）又は法人格を有しない商店会をいう。
- (4) 商業者 本市の区域内において、商業を営む者をいう。
- (5) 事業者 本市の区域内に大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律91号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）を設置する者、当該大規模小売店舗の運営管理を行う者及び当該大規模小売店舗において小売業を営む者をいう。

（市民の役割）

第4条 まちづくりの主体である市民は、商業が市のまちづくりに果たす役割について理解を深め、商業者、事業者が提供する良質な商品及び役務並びにその提供主体である商業者、事業者を進んで選択し、商店会が行う良好な地域社会の形成に寄与

する活動に参画するなどして、商業の振興による市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第2条に規定する基本方針にのっとり、商業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済団体、商店会、商業者、事業者に対する支援を行うことにより、商業の振興を図り、もって地域経済の活性化に努めるものとする。

2 市は、商業の振興に関する施策を推進するにあたっては、国、神奈川県その他の地方公共団体、地域経済団体、商店会その他の関係機関と連携を図るものとする。

(基本計画の策定等)

第6条 市長は、商業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画等との整合性を図りながら、商業の振興に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、地域経済団体、商店会、商業者、事業者及び市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(地域経済団体の責務)

第7条 地域経済団体は、商業者、事業者の商業活動に対する支援を行うとともに、市と協力して、商業振興のための施策の実施に努めるものとする。

(商店会の責務)

第8条 商店会は、生活に必要な利便と良質な商品、地域に密着したサービス等を提供するとともに、商店会を中心とするにぎわいのある地域コミュニティの形成を目指して、イベント、防犯活動、防災活動等の地域社会への貢献に努めるものとする。

2 商店会は、会員相互の連携強化を図るとともに、組織の充実に努めるものとする。

3 商店会は、市及び地域経済団体が行う商業振興のための施策に協力するものとする。

(商業者の責務)

第9条 商業者は、自らの創意工夫により経営基盤の強化に努めるとともに、地域社会の一員であるとの認識に立って、地域経済団体と連携の上、市民の良好な生活環境に配慮した事業展開及び雇用促進、環境対策、防犯活動、防災活動等の地域社会

への貢献に努めるものとする。

2 事業者は、常に情報収集に努め、社会情勢の変化を把握し、商品又は役務を提供するにあたっては、品質その他の内容の向上を図り、もって市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 事業者は地域経済の担い手であることを自覚し、地域経済団体や商店会に積極的に加入し、地域経済団体や商店会が行う活動に協力することにより商業の振興を図り、もって、地域経済の活性化に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、法第4条の指針に基づき、周辺地域の生活環境保持のため、大規模小売店の施設の配置及び運営方法に関する事項に配慮するとともに、自らが地域社会における構成員であるとの認識に立って、地域経済団体や商店会に積極的に加入し、地域経済団体や商店会と連携して、次に掲げる事項に関する事業（以下「地域貢献事業」という。）の実施に努めるとともに、公共的団体が行う地域貢献事業に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

(1) 地域社会の活性化対策

(2) 地域における雇用対策

(3) ゴミの減量等の環境対策

(4) 防犯対策

(5) 青少年の非行防止対策

(6) 防災対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達するために市長が必要と認める事項

(地域貢献計画書の作成及び提出)

第11条 事業者のうち当該大規模小売店舗を代表するものは、地域貢献事業に関する計画書（以下「地域貢献計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(地域貢献計画書の公表)

第12条 市長は、前条の規定により地域貢献計画書が提出されたときは、当該計画書の内容を公表するものとする。

(条例の啓発活動等)

第13条 市は、本条例が地域経済団体、商店会、商業者、事業者及び市民に周知されるように最大限の努力を払わなければならない。

2 地域経済団体、商店会はその会員に対して、本条例が周知徹底されるように努めなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第 3 条に関連して

- ・(2) 地域経済団体を「商工会議所」とその他の「地域経済団体」に分けて定義する。

(みんな：山本議員)

第 4 条に関連して

- ・第 4 条を削除 (ネット：河崎議員・みんな：山本議員)

第 5 条に関連して

- ・市の責務として、「次世代経営者の育成」を追加 (ネット：河崎議員)

第 6 条に関連して

- ・「基本的な計画」→「計画」に変更 (ネット：河崎議員)
- ・基本計画への議会の承認を追加 (みんな：山本議員)

第 7 条から第 10 条に関連して

- ・市長が策定する「計画」に「協力」する旨の規定を追加 (ネット：河崎議員)

第 9 条に関連して

- ・(3) 商業者は地域経済の担い手であることを自覚し、地域経済団体や商店会に積極的に加入するなどして、その活動に協力するように努めるものとする。

(みんな：山本議員)

第 11 条に関連して

- ・「地域貢献計画書」に対して、市や議会がアドバイスできるようにする。

(みんな：山本議員)

※出された意見に対する検討・再考の有無については掲載していません。